

## 第 19 回住民記録システム等標準化分科会

日 時：令和 5 年 12 月 18 日(月)

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

水島 聡史 神戸市地域協働局住民課係長

木野内 誠 筑西市企画部情報システム課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部参事兼情報政策課長

高橋 登 日野市企画部参事兼情報政策課長

森 圭子 藤沢市市民自治部市民窓口センターセンター長補佐

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

熊谷 和泉 飯田市市民協働環境部市民課住民記録係長

河合 明人 倉敷市市民課主幹兼デジタルガバメント推進室主幹

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構理事

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構

ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構

被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

千葉 大右 デジタル庁地方業務標準化エキスパート

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

植田 昌也 総務省自治行政局住民制度課長

名越 一郎 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長

小牧 兼太郎 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長

君塚 明宏 総務省自治行政局地域DX推進室長

日上 俊祐 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（代理出席）

小川 久仁子 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）

（準構成員）

長友 悟 株式会社 RKKCS 企画開発本部住基内部システム部長

上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第 1 製品開発部長

新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部  
住民情報システム設計グループ課長

山崎 高広 株式会社電算開発本部ソリューション1部

藤野 正則 日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門  
住民情報システム開発統括部住民情報グループ  
プロフェッショナル

青木 弘明 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ  
公共情報サービス第一事業部公共パッケージ開発第一本部  
ADWORLD強化センター センタ長

大村 周久 富士通 Japan 株式会社ソリューション開発本部  
社会保障・フロントソリューション事業部シニアディレクター  
(ゲストスピーカー)

高橋 昌昭 大田区区民部戸籍住民課

寺尾 善実 新宿区地域振興部戸籍住民課戸籍係戸籍主査

永井 茂薫 新宿区地域振興部戸籍住民課住民記録係基幹業務システム主査

西村 一幸 日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門  
住民情報システム開発統括部住民情報グループ  
プロジェクトマネージャー

高澤 圭介 富士通 J a p a n 株式会社ソリューション開発本部  
住民情報ソリューション事業部マネージャー

吉田 匡一 株式会社両毛システムズ 公共ソリューション第1部担当部長

川口 真人 富士フイルム株式会社公共事業本部本店営業部営業2課長

金井 智洋 日本加除出版顧問

安藤 恭平 法務省民事局民事第一課戸籍企画担当係長

#### 【議事】

1. 全国意見照会を踏まえた対応等について
2. その他

#### 【概要】

1. 全国意見照会を踏まえた対応等について

事務局より、住民記録システム標準仕様書【第5.0版】案、及び印鑑登録システム標準仕様書【第3.2版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第3.0版】の改訂事項について、資料1「今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の修正点（案）」を用いて、全国意見照会結果等を基にした主な変更点等の説明を実施。

○振り仮名法制化に伴う振り仮名の届出について、住所地で届出した場合でも

戸籍システムから住基ネット CS を通じて住民記録システムへ公証された振り仮名が連携されると認識して相違ないか。

→相違ない。原則、住基ネット CS を通じて公証された振り仮名が連携される。

○振り仮名を届出た後、住民より即時に届出された氏名の振り仮名が記載された住民票の交付を求められると見込んでいる。この場合、9条2項通知の受理前に住民票記載事項として、届出された氏名の振り仮名を記載した住民票を交付する運用を見込んでいる。当該運用の場合、後日改めて9条2項通知を受理し、その内容を以て住民記録システム上の振り仮名を上書くこととなるか。  
→住民票記載事項として住民票へ振り仮名を記載する際は、必ず戸籍において記載されたことを以て執り行われることとされており、住所地で届出を受理した場合は本籍地の戸籍担当へ届出書を連携し、改めて戸籍システムより9条2項通知を受理する必要があるため、懸念事項である上書き処理は想定されない。

○振り仮名の届出直後に、届出された振り仮名を住民票に記載できない場合、クレームに繋がると懸念している。改めて、振り仮名法制化に係る運用について再検討して欲しい。

→本意見については総務省と法務省とで改めて協議して頂きたい。

○住民基本台帳法上、9条2項通知による住所地への通知義務は受理地に生じるものと理解している。この場合、受理地から住所地へ9条2項通知が送られ、併せて受理地から本籍地へ届出書が送付されるため、本籍地から住所地へ改めて9条2項通知は送付しないものと理解しているがいかがか。また、現行の戸籍システムでは受理決定後に9条2項通知を送付するが、標準準拠システムにおいては受理決定後に、戸籍の決裁後を行わないと9条2項通知が送付されないと伺っており、標準準拠システムにおける運用の想定を示して欲しい。

→本件については持ち帰り検討した後、後日改めて回答する。

○先ほどの意見と合わせ、受理地と住所地が同一の場合、戸籍側で受理決裁を行った後、即時に住民記録システムで事務手続きを実施した上、届出された振り仮名を住民票に記載する必要がある、また後日9条2項通知を受理した場合は処理済みとすべきと考えている。国民の利便性考慮し、最適な運用設計をして欲しい。

○行政事務標準文字（以下「MJ+」という。）に関して既存住基及び附票の改造仕様書が改定されるということだが、改定時期、提供時期及び記載内容について

共有して欲しい。

→改定内容は現在検討中である。改定時期は来年度の早々を見込んでいるが、明確には回答できない。目途がつき次第、速やかに共有する。

○MJ+に関する改造仕様書の改定に際し、標準準拠システムと同様に現行住民記録システムも改定要件への適応が必須となるのか。

→MJ+は標準準拠システム上で使用する文字セットであり、標準準拠システムのみ適応が求められる。

○改造仕様書は移行困難システムも考慮し、標準準拠システムおよび現行住民記録システムにも対応した内容で改定されると認識して相違ないか。

→相違ない。

○今後、戸籍附票システム上では旧字及び旧氏の振り仮名が記載され、住民記録システム上では旧氏の振り仮名が記載されると認識しているが相違ないか。

→相違ない。

○特に戸籍附票システムにおいて、大規模なシステム改修が必要であり適合基準日までの対応が困難になるため、早期に改定内容を示して欲しい。

→来年1月29日に実施予定の検討会にて、旧氏について記載した標準仕様書案を示す予定である。

○MJ+の適用開始日を示して欲しい。仮に来年度早々に標準準拠システムへ移行した場合、移行直後は現状の文字セットを利用しつつ、標準化期限までにMJ+に移行していく形になるのか。

→MJ+については、デジタル庁にて検討会を実施し、随時検討を行っており、今年度中に方針が決定されると伺っている。それを受け、各ベンダにおいて順次MJ+への移行が行われると認識している。

○デジタル庁で行っているMJ+も検討については、MJ+の構想をやめるという検討ではなく、詳細な課題事項等を検討しているとの認識で相違ないか。

→相違ない。令和5年度末を目途に文字セットの範囲を確定させる見込みと聞いている。

○住基ネットCSにおいて適合基準日以降は原則MJ+のみを取り扱う見込みか。

→適合基準日以前は住基ネット統一文字を使用し連携を行っているが、適合基準日以降は住基ネット統一文字とMJ+文字図形名の両方を使用し、連携することとされている。

○いつごろ、どのようなものに対応する必要があるのか等、時系列毎に明確なスケジュールを示して欲しい。

○振り仮名法制化について、振り仮名の届出期間経過後、住民票記載事項として振り仮名が記載されていない住民は、どのような手順で住民票に振り仮名が記載されるのか。住民記録システムにて便宜上管理している既存の振り仮名を住民記録システム内のみで公証し住民票に記載する手法、9条2項通知の受理を以て住民票に記載する手法、いずれを想定しているか。後者は処理に多くの時間を要するため、可能であれば前者の方法で住民記録システム内における一括処理を実施するような、運用設計して欲しい。

→法令上、戸籍にて振り仮名を公証し、9条2項通知を以て住民記録システムに反映する必要がある。具体的な手順についてはJ-LIS、法務省及び当省とで協議しており、決定次第周知する。

## 2. その他

→本日ご議論いただいた内容を踏まえた仕様書の修正案を基に、来年1月に改めて検討した上で、令和6年1月29日に実施予定の第22回検討会を経て、令和6年1月末に標準仕様書の改定を予定している。

以上